

○財務省告示第三百五十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年十月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百四

十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二條第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七條第

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において決定を受けた各申込みの応募

六

イ
発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 行 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 I 加 場

ニ

非 者 特 国 行 争
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 II 加 場

で 三 千 四 百 三 十 一 億 円 額 面 金 額 で 二 兆 千 八 百 六 十 四 億	う ち に 基 づ き 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規	定 に 基 づ き 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規	一 億 三 千 八 百 五 十 万 円 の 財 政	運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を 図 る	た め の 公 債 の 發 行 の 特 例 に 基	づ き 發 行 し た 利 付 国 債 に 關	は 、 額 面 金 額 で 四 千 六 百 七 十 一	億 四 千 五 百 十 五 万 円 の 特 別 會 計	に 關 する 法 律 第 四 十 七 条 第 一 項	の 規 定 に 基 づ き 發 行 し た 利 付 国 債	債 に 關 する 法 律 第 四 十 七 條	六 千 六 百 一 億 千 六 百 三 十 万 円	特 別 會 計 に 關 する 法 律 第 四 十 七	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 發 行 し	で 二 十 四 億 四 千 九 百 万 円	特 別 會 計 に 關 する 法 律 第 四 十 七	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 發 行 し	た 利 付 国 債 に 關 する 法 律 第 四 十 七	で 二 千 百 一 億 円	特 別 會 計 に 關 する 法 律 第 四 十 七	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 發 行 し	た 利 付 国 債 に 關 する 法 律 第 四 十 七	で 三 千 四 百 三 十 一 億 円	特 別 會 計 に 關 する 法 律 第 四 十 七	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 發 行 し
--	--	---	---	--	---	--	--	--	--	---	--	---	--	--	---	--	--	---	---------------------------------	--	--	---	--	--	--

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
七 か
年 ら
十 通
月 知
五 を
日 受
け
た
者